

## 入札公告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

なお、本工事は、入札前価格交渉方式の試行対象工事です。

また、本工事は、設計図書等について東日本高速道路株式会社電子入札システムにログインしたうえでダウンロードにより入手する方式としますのでご注意ください。

平成23年9月30日

(契約責任者) 東日本高速道路株式会社 新潟支社

支社長 野村 浩

### 記

#### 1. 工事概要

- (1) 工事名 新潟支社 中央局遠方監視制御設備工事《電子入札対象案件》
- (2) 工事場所 自) 新潟県新潟市西区山田  
至) 新潟県新潟市江南区亀田早通
- (3) 工事内容 本工事は、新潟道路管制センターの各種中央局設備の老朽化に伴い、既存システムを新規交通管制システム及び施設制御システムへ一体的に更新を行うものであり、これに伴う機器製作、据付、試験調整及び運用切替までの一切を行うものである。なお、新システムは、別途工事にて新潟亀田ICに新築される道路管制センターに構築するものとする。
- (4) 工事概算数量

項目	細目	数量
交通管制システム	交通管制処理装置	1式
	情報提供処理装置	1式
施設制御システム	監視制御処理装置	1式
	トンネル防災処理装置	1式

- (5) 工期 810日間

#### (6) その他

イ. 本工事は、入札価格と技術的な要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（工事成績評価型）の対象工事である。

ロ. 本工事は、入札前に全ての入札参加希望者から当社が交渉対象とした工事費内訳項目について当初見積書の提出を求め、当社が求める工事目的物の性能・機能等が最適かつ安価で実現できることを目的に、全ての入札参加希望者と技術交渉を行ったのちに、提出された交渉後見積書に基づき契約制限価格の算定を行い、入札により契約の相手方を決定する入札前価格交渉方式の試行対象工事である。

ハ. 本工事は、すべての入札参加者から工事費内訳書の提出を求める工事である。なお、入札時までには工事費内訳書の提出のない者は、その入札書を無効とする。

ニ. 本工事は資料の提出、入札等を原則として電子入札システムにより行う。ただし、以下の点に留意すること。

①入札者のICカードが失効、閉塞、破損により使用できなくなり、かつICカードの再発行の申請中である場合に限り、契約責任者の承認を得て郵送入札方式によることができる。記4（4）ハ. ②を参照すること。

②電子入札システムによる手続に入った後に、郵送入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、入札者側にやむを得ない事情があり、入札手続全体に影響がない

と契約責任者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

③以下、本公告において、郵送入札による場合の記述部分は、全て契約責任者の承認を前提として行われるものである。

ホ. 本工事は、落札者と協議し、落札者の同意を得た場合に電子契約システムを利用して、電磁的記録に変換された契約書を送受信する方法により、契約書の取り交わし及び保管を行う電子契約対象工事である。

## 2. 競争参加資格

本工事に係る競争に参加するために必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足している者であって、契約責任者による本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格を有すると認められた者とする。

- (1) 「東日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成 17 年細則第 16 号）」第 6 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 東日本高速道路株式会社（以下「当社」という。）による平成 23・24 年度工事競争参加資格審査において、「交通情報設備工事」の認定を受けていること。
- (3) 当社が発注した工事の平成 21・22 年度における当該工種の成績評定点（請負工事等成績評定要領第 3 条第 3 項に規定する評定表の評定点合計をいう。以下、同じ。）の各年度の平均点が 2 年連続して 65 点未満でないこと。（2 年連続して 65 点未満の場合は当該競争に参加できない。）
- (4) 施工実績

平成 13 年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記の同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。（様式 2）

### ・同種工事

「交通管制の用途で設置する情報収集設備及び情報提供設備の中央監視制御装置」又は「複数の高圧受配電設備を遠方より監視制御するための中央監視制御装置」のいずれかにおいて、下記①から③に示す全てを実施した工事

- ① 機器の製作（自社又は委託製作） ②機器の設置 ③試験調整

（①、②については、改造工事等でのソフトウェアの製作、インストールも施工実績として認める。）

- (5) 配置予定の技術者等

下記イ. に示す基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。なお、専任を要する期間は、下記ロ. に示す期間を除く、工事現場が稼働（準備工事期間を含む。）している期間とし、詳細は記 15（10）及び別紙によるものとする。

### イ. 技術者等

①主任（監理）技術者にあつては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、競争参加資格確認申請書の提出期間の期限日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

②直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証するため、主任技術者にあつては健康保険被保険者証の写し（監理技術者資格者証を有している者は監理技術者資格者証の写し（表裏とも）でも可）を添付すること。

また、記 5（2）ロ. に示す書類の写しにより次の国土交通省通達のいずれかに該当すると判断される場合も直接的かつ恒常的な雇用関係（以下「技術者の直接的かつ恒常的な関係の特例措置」という。）にあると認めるものとする。

- a) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱について」（平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号）
- b) 「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱について」（平成 14 年 4 月 16 日付、国総建第 97 号）

ｃ)「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(平成15年1月22日付、国総建第335号)

③監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であることとし、監理技術者資格者証の写し(表裏とも)及び監理技術者講習修了証の写し(表のみ)を添付すること。なお、監理技術者資格者証に記載の所属建設業者名と入札参加希望者名が異なる場合及び交付月日により3ヶ月以上の雇用関係が確認できない場合は、健康保険被保険者証の写しを添付すること。

④主任(監理)技術者が、本工事に対応する建設業法(建設業法施行規則)の許可業種(電気通信工事業)に係る資格を有する者であること。(様式3)

⑤現場代理人、主任技術者又は監理技術者のうちいずれかの者が、平成13年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記の同種工事の施工経験を有すること。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)(様式4)  
なお、施工経験を有する者が現場代理人の場合は、本工事に対応する建設業法(建設業法施行規則)の許可業種(電気通信工事業)に係る資格を有する者であること。

・同種工事

「交通管制の用途で設置する情報収集設備及び情報提供設備の中央監視制御装置」又は「複数の高圧受配電設備を遠方より監視制御するための中央監視制御装置」のいずれかにおいて、機器の設置及び試験調整を実施した工事

(改造工事等でのソフトウェアのインストールも施工経験として認める。)

ロ. 専任を要しない期間

①工期開始の日から着工日までの期間

②構造物の詳細設計が含まれている工事で、構造物の詳細設計期間であつて、かつ工事現場が不稼働である期間

③構造物の工場製作が含まれている工事で、構造物の工場製作期間であつて、かつ工事現場が不稼働である期間

④しゅん功届を提出後、しゅん功検査が終了し、事務手続等のみが残っている期間

⑤契約書第20条第1項及び第2項の規定に基づき、工事を全面的に一時中止している期間

(6) 主要機器製造予定者

記5(3)に示す主要機器の製造予定者について、次の条件を満たすこと。(様式5)

本工事で設置予定の主要機器の製造予定者が平成13年度以降に下記の同種機器の納入実績を有すること。

・同種機器

「交通管制の用途で設置する情報収集設備及び情報提供設備の中央監視制御装置」又は「複数の高圧受配電設備を遠方より監視制御するための中央監視制御装置」

(改造工事等でのソフトウェアの製作納入についても実績として認める)

(7) 保守技術支援体制

記5(3)に示す保守技術支援体制について、次の条件を満たすこと。(様式5)

本工事における主要機器の保守技術支援体制を有すること。

(8) 競争参加資格を有することを証明する資料(以下「技術資料」という。)に記載した施工実績又は工事経験が、次のイ. 又はロ. に該当する工事でないこと。

イ. 当社(旧日本道路公団を含む。)の発注した工事においては、成績評定点が65点未満の工事

ロ. 国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律(平成12年11月27日法律第127号)第2条第1項の政令で定める法人(以下、「他の機関」という。)が発注した工事においては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該他の機関の競

争入札において施工実績として認めていない工事

(9) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から落札者決定の日までの期間に、東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領(平成18年8月7日東高契第269号)(以下「資格停止要領」という。)に基づき、「地域4」において競争参加資格停止を受けていないこと。

(10) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において下記に示す本工事に係る設計業務等の請負人、当該設計業務等の下請負人、又は当該請負人若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関係がある者でないこと。

イ。「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

①当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額を100分の50を超える出資をしている者。

②業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

ロ. 設計業務等の請負人

上記に示した本工事に係る設計業務等の業務名及び請負人は次に示すとおりである。

・新潟支社 施設中央設備更新詳細検討業務(株ネクスコ・エンジニアリング新潟)

(11) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、下記に示す施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に下記に示す施工管理業務の請負人、当該施工管理の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

イ。「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

①当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額を100分の50を超える出資をしている者。

②業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

ロ. 施工管理業務の請負人

上記に示した施工管理業務の業務名及び請負人は次に示すとおりである。

・施設施工管理業務(株ネクスコ・エンジニアリング新潟)

(12) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書1[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの(1)の記載に抵触するものでないことに留意すること。

イ. 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下、このイ. 資本関係の記載中において同じ。)又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

①親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下、このイ. 資本関係の記載中において同じ。)と子会社の関係にある場合

②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

ロ. 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

①一方の会社の役員(以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、このロ. 人的関係の記載中において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。）を現に兼ねている場合

**【役員 の 定義】**

- ①会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- ②取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）
- ③委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

**【管財人の定義】**

会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人ハ、その他入札の適正さが阻害されると認められる場合  
その他上記イ、又はロ、と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

### 3. 入札前価格交渉方式に関する事項

入札前価格交渉方式について以下に示す。

- (1) 入札参加希望者は、記 4（4）に示す競争参加資格確認申請書の提出に併せて当初見積書を提出すること。なお、当初見積書は設計図書に基づき作成することとし、提出期間後の追加及び差し替えは認めないものとする。
- (2) 競争参加資格を有すると通知された者は、当社と協議のうえ決定された日時に、当初見積書に関する技術交渉を行う。なお、交渉は、平成 23 年 1 月 25 日（金）から平成 23 年 1 月 22 日（木）までの期間で実施することを予定している。
- (3) 金抜設計書の摘要欄に、「交渉対象」と記載されている工事費内訳項目についてのみ見積価格を記載するものとする。
- (4) 金抜設計書に「交渉対象」と記載されない工事費内訳項目については、見積価格は記載しない。
- (5) 交渉の範囲は、金抜設計書に交渉対象と記載されている各工事費内訳項目に関する事項とする。
- (6) 交渉者は、工事の施工内容に精通し、見積書の内容を十分理解し説明でき、価格について協議・合意ができる者とし、原則として 3 名以内とする。
- (7) 交渉を実施する回数は、交渉の状況により変化するが、各競争参加者と 1 回以上行うことを原則とし、2 もしくは 3 回を標準とする。
- (8) 交渉により双方が合意した事項を交渉の場で確認するものとし、合意した事項を反映させた交渉後見積書を提出しなければならない。なお、交渉による変更が生じない場合においても、交渉後見積書は提出しなければならない。
- (9) 交渉後に再提出した交渉後見積書に基づいた入札をしなければならないものとし、入札時に併せて提出される工事費内訳書のうち、交渉対象とされた工事費内訳項目の額は、交渉後見積書に記載した額を上回らない限り変更することができる。なお、上回っていた場合は当該入札書を無効とする。
- (10) 入札参加希望者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができることとし、これを理由として以後の競争参加においていかなる不利益を被ることがないものとする。
- (11) 提出された当初見積書及び交渉後見積書は返却しない。また、提出された交渉後見積書の内容は契約制限価格の算定に使用する場合がある。

### 4. 入札手続等

(1) 担当部署

東日本高速道路株式会社 新潟支社 総合企画部 調達契約課  
(住 所) 〒950-1101 新潟県新潟市西区山田 2310-1  
(電話番号) 025-234-7114

(2) 設計図書等の交付期間及び方法

設計図書等は、本工事の入札参加希望者に以下のとおり交付する。

イ. 交付期間：入札公告の日から平成23年11月2日（水）まで

ロ. 交付方法：設計図書のうち、金抜設計書、特記仕様書、図面等については、当社の電子入札システムにログインしたうえでダウンロードにより入手することとする。ただし、入札者のICカードが失効、閉塞、破損により使用できなくなり、かつICカードの再発行の申請中である場合の事由により、上記交付方法による入手ができない場合は、契約責任者が指定する方法（直接交付等）により交付するので、上記（1）に示す担当部署へその旨を申し出ること。

また、設計図書のうち、契約書（本工事では施設工事を採用するものとする。）、入札者に対する指示書（本工事では、【電子入札】《工事（土木・施設）共通》を採用するものとする。）は当社ホームページからダウンロードにより入手することとする。

セキュリティに係る図面等の後日配布部分については、競争参加資格確認の結果通知において「競争参加資格あり」と通知を受けた入札参加希望者に対して、上記（1）の担当部署より郵送にて無償、配布する。

なお、配布した発注用図面等については、開札日の翌日から7日以内に上記（1）の担当部署あて書留郵便又は持参により返却すること。

ハ. 設計図書の第三者への開示等について

設計図書に以下の表記がある場合、当社の同意なく当該資料の一部又は全部を第三者に開示し、又は複写を交付、貸与してはならない。

ただし、本工事の見積額を算定するうえで必要な場合にあっては、第三者に開示し、又は複写を貸与することができる。この場合にあっては、設計図書の交付を受けた者の責任において記載内容の保秘に係る必要な措置を実施すること。

本資料には東日本高速道路株式会社の秘密に関する事項が含まれている。弊社の同意なく本資料の一部又は全部を第三者に公開又は開示することを厳禁とする。
--

(3) 入札公告等に対する質問

イ. 入札公告及び設計図書等に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は自由）により提出すること。

①提出期間：入札公告の日から平成23年12月28日（水）の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで。

②提出場所：上記（1）に示す担当部署。

③提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る）によること。普通郵便によるものは受け付けない。（郵送にて送付する場合は、提出期間内に必着すること。）

ロ. 提出された質問に対する回答書は、質問を受理した日の翌日から5日以内（行政機関の休日を含まない。）に次のとおり閲覧に供する。

①閲覧期間：回答書閲覧開始の日から記9（2）に示す開札日まで。

②閲覧場所：当社ホームページの本公告の掲載場所「その他契約情報」で閲覧に供する。

(4) 確認申請書等の提出

本工事の競争に参加を希望する者は、記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、技術資料を添付した競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書等」という。）を提出し、契約責任者による競争参加資格の確認を受けなければならない。

記2（2）の認定を受けていない者であっても確認申請書等を提出することができる。この場合において、記2（1）及び（3）から（12）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に記2（2）に掲げる事項を満たしていることを条件として、本工事の競争に参加することができる。

なお、次に記載する期限までに確認申請書等を提出しない者あるいは競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争に参加することができない。

イ. 提出期間 入札公告の日から平成23年11月2日（水）午後4時まで。

ロ. 提出場所 上記（１）に示す担当部署。

ハ. 提出方法

①電子入札による場合

確認申請書等の提出は、ファイルを圧縮して１つにまとめ、電子入札システム「技術資料」画面添付フィールドに添付し提出すること。

なお、提出時における確認申請書等の合計ファイル容量が、２MBを超える場合は郵送（書留郵便によることとし、提出期間内に必着とする。）により提出すること。その際は、電子入札システムの「競争参加資格確認申請書」画面の「技術資料」画面添付フィールドに入札者に対する指示書【電子入札】《工事（土木・施設）共通》の様式「郵送提出について」のみを添付すること。（入札者に対する指示書【電子入札】《工事（土木・施設）共通》３．〔９〕を参照のこと。）

また、電子入札システムにより書類を提出する場合は、確認申請書等への押印は不要とする。ただし、上記により郵送する場合は、押印をしなければならない。

②郵送入札を申請する場合

a) 申請書類：郵送入札を希望する競争参加希望者は、確認申請書等と併せて郵送入札申請理由を書面（様式は自由）により提出すること。

b) 提出方法：郵送（書留郵便に限る。）によること。普通郵便・電送によるものは、受け付けない。（提出期間内に必着すること。）

c) 留意事項：郵送入札の申請は承認しない場合があるので留意すること。また、郵送入札の申請を承認しない場合は、上記（４）イ．の提出期間の最終日から５日以内に連絡を行う。

## 5. 確認申請書等の作成に関する事項

競争参加資格確認申請書（様式１－１）に添付する技術資料は、様式１－２を表紙として、次に従い作成し提出すること。また、記載にあたっては各様式の記入上の注意事項に従って記入すること。

### （１）施工実績

記２（４）に示す競争参加資格の有無を判断できる工事の施工実績を、様式２に記載する。記載する工事は１件とする。

なお、施工実績として記載した工事に係る契約書等の表頭部の写しを様式２に添付すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されている場合は、登録情報の写しを添付し、契約書等の表頭部の写しを添付する必要はない。また、契約書等の表頭部の写しやCORINS登録データで同種工事の内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。

### （２）配置予定の技術者

イ. 記２（５）に示す競争参加資格の有無を判断できる配置予定技術者の資格及び工事経験を、様式３及び様式４に記載する。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、工事経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。

ロ. 記２（５）イ. ②に示す、技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置に該当する場合は、次の資料の写しを添付すること。

①建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る技術者の場合

営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から記４（４）イ. に示す確認申請書等の提出期間の期限日までの期間が３年以内であること。

a) 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用（雇用期間３ヶ月以上）関係を示す書面

- b) 出向元企業の建設業の廃業届書
- c) 当該建設業の許可の取消通知書又は当該許可の取消しを行った旨の掲載された官報若しくは公報
- d) 営業譲渡契約書等の出向元企業と出向先企業の営業譲渡又は会社分割についての関係を示す書面

②持株会社の子会社が置く技術者の場合

- a) 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用（雇用期間 3 ヶ月以上）関係を示す書面
- b) 当該出向社員の出向元である親会社と出向先である子会社との関係を「建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成 6 年 6 月 8 日建設省告示第 1461 号）附則 6 の規定により企業集団と認定を受けたことを証する書面

③親会社及びその連結子会社間の出向社員に係る技術者の場合

- a) 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用（雇用期間 3 ヶ月以上）関係を示す書面
- b) 出向社員と出向先企業との雇用関係を示す出向であることを証する書面
- c) 出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省総合政策局建設業課長より交付を受けた企業集団確認書。ただし、企業集団確認書は交付を受けた日から記 4（4）イ．に示す確認申請書等の提出期間の期限日までの期間が 1 年以内であること。

(3) 主要機器製造予定者及び保守技術支援体制

以下の事項を、様式 5 に記載する。

イ. 主要機器の製造予定者の納入実績

- ①本工事で設置予定の主要機器の製造予定者が、下表に示す機器について平成 13 年度以降に施工（納入）した同種機器のうち、代表的なものを 1 件記載する。

主要機器	中央監視制御装置 ※「特記仕様書」による
同種機器	「交通管制の用途で設置する情報収集設備及び情報提供設備の中央監視制御装置」又は「複数の高圧受配電設備を遠方より監視制御するための中央監視制御装置」 (改造工事等でのソフトウェアの製作納入についても実績として認める)

- ②製造予定者とは、本工事における主要機器の製造予定業者とする。
- ③本工事に使用する予定の主要機器の製造予定者は、原則として 1 社とする。ただし、製造予定者を 1 社に特定できない場合は、候補となる業者を複数記載してもよい。なお、工事実施にあたっては、技術資料で提出した製造予定者の機器を選定しなければならない。
- ④製造予定者が同種機器の納入実績が無い場合は競争参加資格がないものとする。
- ⑤記載した工事（納入）の契約書等の表頭部の写しを添付すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されている場合は、登録情報の写しを添付し、契約書等の表頭部の写しを添付する必要はない。また、契約書等の表頭部の写しや CORINS 登録データで同種機器の納入実績の確認ができない場合は、別途確認できる資料を添付すること。なお、施工実績と同一の場合は添付の必要はない。ただし、記載した工事において同種機器を委託製作で納入している場合は、当該工事で納入したことを確認できる資料を添付すること。
- ⑥共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。

ロ. 保守技術支援体制（主要機器の保守技術支援体制）

- ①主要機器の故障、システムの機能障害時等において、東日本高速道路株式会社からの連絡を24時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う会社名、組織名及びその所在地を記入する。なお、記載の際には施工地域内（新潟県）の会社名を優先的に記載する。
- ②保守技術支援は、原則として自社の組織とするが、アフターサービスを主体とする会社等に依頼する場合は、その会社名（複数ある場合は代表的な会社1社）と組織名を具体的に記入すること。
- ③保守技術支援体制が無い場合は、競争参加資格がないものとする。
- ④保守技術支援体制表を添付すること。保守支援体制図には、上記①で記載した組織以外に関連のある組織（例：営業部、修理部門等）についても関連が具体的にわかるように流れ図方式で記載する。（所在地及び連絡先も併記する。）

(4) 品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況

記6(1)ハ.の表中にある評価項目に該当する、品質管理・環境マネジメントシステムについてISO9001、ISO14001の認証を取得している場合は、登録証の写しをISO9001は様式6-1、ISO14001は様式6-2にそれぞれ添付する。

(5) 表彰

記6(1)ハ.の表中にある評価項目に該当する、表彰の実績がある場合は、様式7-1、7-2に記載する。

(6) 災害時の協力実績

記6(1)ハ.の表中にある評価項目に該当する、災害時の協力実績がある場合は、様式8に記載する。

6. 総合評価落札方式（工事成績評価型）に関する事項

本工事の総合評価落札方式について以下に示す。

(1) 本工事における落札者決定方法及び技術評価項目

イ. 落札者の決定方法は次のとおりとする。

本工事における落札者の決定は「加算方式」に基づき算出された評価値が最も高い者を落札者とする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

なお、評価値の満点は100点（価格評価点80点、技術評価点20点）とする。

ロ. 価格評価点の算出方法は次のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times \left( 1 - \left( \frac{\text{入札価格} - \text{最低入札価格}}{\text{契約制限価格} - \text{最低入札価格}} \right)^2 \right)$$

ハ. 技術評価点の評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

評価指標	評価項目	評価基準	配点	提出資料
施 工 の 確 実 性	評価項目1 企業に求めた 同種工事实績 の工事成績評 定点に応じて 評価	以下の順位で評価する。 ①平成20年度以降に受渡しが完了したNEXCO東日 本の工事で工事成績評定点が80点以上の同種 工事实績	4点	技術資料 様式2
		②平成20年度以降に受渡しが完了したNEXCO中日 本又はNEXCO西日本の工事で工事成績評定点が 80点以上の同種工事实績	2点	
		③平成20年度以降に受渡しが完了した他機関の 工事で工事成績評定点が80点以上の同種工事 実績	1点	

		④工事成績評定の写しの添付なし又は工事成績評 定点が 80 点未満	0 点	
	評価項目 2 配置予定技術 者に求めた同 種工事経験の 工事成績評定 点に応じて評 価	以下の順位で評価する。 ①同種工事の経験に記載された工事における技術 者の役職が、「現場代理人」・「監理技術者」・「主 任技術者」のいずれかで、平成 20 年度以降に受 渡しが完了した NEXCO 東日本の工事で工事成績 評定点が 80 点以上の同種工事経験	8 点	技術資料 様式 4
		②同種工事の経験に記載された工事における技術 者の役職が、「現場代理人」・「監理技術者」・「主 任技術者」のいずれかで、平成 20 年度以降に受 渡しが完了した NEXCO 中日本又は NEXCO 西日本 の工事で工事成績評定点が 80 点以上の同種工 事経験	6 点	
		③同種工事の経験に記載された工事における技術 者の役職が、「現場代理人」・「監理技術者」・「主 任技術者」のいずれかで、平成 20 年度以降に受 渡しが完了した他機関の工事で工事成績評定 点が 80 点以上の同種工事経験	4 点	
		④同種工事の経験に記載された工事における技術 者の役職が、「担当技術者」で、平成 20 年度以 降に受渡しが完了した NEXCO 東日本の工事で工 事成績評定点が 80 点以上の同種工事経験	3 点	
		⑤同種工事の経験に記載された工事における技術 者の役職が、「担当技術者」で、平成 20 年度以 降に受渡しが完了した NEXCO 中日本又は NEXCO 西日本の工事で工事成績評定点が 80 点以上の 同種工事経験	2 点	
		⑥同種工事の経験に記載された工事における技術 者の役職が、「担当技術者」で、平成 20 年度以 降に受渡しが完了した他機関の工事で工事成績 評定点が 80 点以上の同種工事経験	1 点	
		⑦工事成績評定の写しの添付なし又は工事成績評 定点が 80 点未満	0 点	
2 品質管理・環 境マネジメントシステム の取得状況	評価項目 3 競争参加者の IS09001・IS014 001 の認証（取	以下の順位で評価する。 ①IS09001 及び IS014001 双方の認証を取得済 ②IS09001 又は IS014001 のいずれかの認証を取得 済	1 点 0.5 点	技術資料 様式 6-1 様式 6-2

		得) 状況に応じて評価	③登録証の写し及び付属書の写しの添付なし又はいずれも未取得	0点	
当社への貢献度	3 表彰	評価項目4 競争参加者の平成20年度以降の当社からの表彰実績に応じて評価	以下の順位で評価する。 ①社長表彰	2点	技術資料 様式7-1
			②支社長表彰(優秀工事)(当社内有効)	1.5点	
			③支社長表彰(優良工事等)(当社内有効)	0.5点	
			④支社安全協議会会長表彰(当社内有効)	0.5点	
			⑤事務所長表彰(当社内有効)	0.5点	
			⑥表彰の写しの添付なし又は表彰実績なし	0点	
	4 災害時の協力実績	評価項目5 配置予定技術者が従事した工事で平成20年度以降当社からの表彰実績に応じて評価	以下の順位で評価する。 ①社長表彰 ②支社長表彰(優秀工事)(当社内有効) ③支社長表彰(優良工事等)(当社内有効) ④支社安全協議会会長表彰(当社内有効) ⑤事務所長表彰(当社内有効) ⑥表彰の写しの添付なし又は表彰実績なし	4点	技術資料 様式7-2
				3点	
				1点	
				1点	
				1点	
				0点	
	評価項目6 平成20年度以降の当社における緊急災害復旧工事の施工実績に応じて評価	以下の順位で評価する。 ①災害時の緊急災害復旧工事の協力実績がある ②災害時の緊急災害復旧工事の協力実績がない	1点	技術資料 様式8	
			0点		
技術評価点合計				20点	

(2) 落札者決定までの手続き

イ. 技術資料の提出

技術資料は、確認申請書等と併せて提出するものとする。

ロ. 評価方法(技術資料提出時の留意事項)

評価項目	留意事項等
評価項目1	<p>企業に求めた同種工事实績の工事成績評定点に応じて評価</p> <p>①評価する資料 技術資料(様式2)に基づき評価する。 なお、工事成績評定の写しが添付されていない場合は0点とする。</p> <p>②他機関の取扱い 他機関とは、工事实績情報検索システム(以下「CORINS」という。)におけるNEXCO東日本、中日本、西日本を除く発注機関という。</p>
評価項目2	<p>配置予定技術者に求めた同種工事経験の工事成績評定点に応じて評価</p> <p>①評価する資料 技術資料(様式4)に基づき評価する。 なお、工事成績評定の写しが添付されていない場合は0点とする。</p> <p>②他機関の取扱い 他機関とは、CORINSにおけるNEXCO東日本、中日本、西日本を除く発注機関という。</p>

	<p>③配置予定技術者（現場代理人）の取扱い 配置予定技術者のうち、現場代理人として配置予定の技術者又は工事経験時の役職が現場代理人とされている技術者である場合は、当該工事に対応する建設業法（建設業法施行規則）の許可業種（電気通信工事業）に係る監理技術者資格又は主任技術者資格を有する者である場合に評価する。</p> <p>④担当技術者としての工事経験の確認 配置予定技術者の工事経験時の役職が担当技術者とされている技術者である場合は、CORINSにより当該工事経験の工期に対し5割以上の期間に配置されていた場合に評価する。 ただし、工期のうち設計や工場製作等を含む工事である場合は、設計期間・工場製作期間を除く期間のうち5割以上の期間に配置されていた場合に評価する。この場合、設計期間・工場製作期間を証明する書類を技術資料（様式4）に添付すること。</p> <p>⑤配置予定技術者が複数いる場合における評価方法 技術資料（様式4）に記載された配置予定技術者が複数者いる場合は、評価項目5の表彰実績との合計が最低の評価となる技術者により評価する。</p>
評価項目3	<p>競争参加者のISO9001・ISO14001の認証（取得）状況に応じて評価</p> <p>①評価する資料 技術資料（様式6-1）及び技術資料（様式6-2）に基づき評価する。</p> <p>②ISO取得状況の取扱い 品質管理マネジメントシステム（ISO9001）・環境マネジメントシステム（ISO14001）を取得していることに関する登録証の写し及び本工事の施工を担当する部門（部署）がISOの認証範囲に含まれていることが確認できる付属書の写しの添付があった場合に評価する。 なお、登録証の写しや付属書の写しの添付が無い場合は0点とする。</p>
評価項目4	<p>競争参加者の平成20年度以降の当社からの表彰実績に応じて評価</p> <p>①評価する資料 技術資料（様式7-1）に基づき評価する。</p> <p>②表彰の対象工事 評価する表彰実績は、当社の工事種別「交通情報設備工事」に該当する工事での表彰実績である場合に評価する。</p> <p>③表彰の対象機関 表彰実績は、当社の本社（社長）・すべての支社（支社長）・事務所（事務所長）の表彰である場合に評価する。</p> <p>④支社長表彰の取扱い 優秀工事とは、品質・安全管理等総合的に優秀な工事をいう。また、優良工事等とは、品質等個別に優秀な工事又は品質等個別に優良な工事をいう。</p> <p>⑤複数の表彰実績がある場合の取扱い 複数の表彰実績がある場合は、提出された表彰実績のうち最も評価値の高い表彰実績で評価する。</p>
評価項目5	<p>配置予定技術者の平成20年度以降の当社からの表彰実績に応じて評価</p> <p>①評価する資料 技術資料（様式7-2）に基づき評価する。</p> <p>②表彰の対象工事 評価する表彰実績は、当社の工事種別「交通情報設備工事」に該当する工事での表彰実績で配置予定技術者が当該工事に従事していたことがCORINSで確認できる場合に評価する。</p> <p>③表彰の対象機関 表彰実績は、当社の本社（社長）、すべての支社（支社長）・事務所（事務所長）表彰である場合に評価する。</p> <p>④支社長表彰の取扱い 優秀工事とは、品質・安全管理等総合的に優秀な工事をいう。また、優良工事等とは、品質等個別に優秀な工事又は品質等個別に優良な工事をいう。</p>

	⑤複数の表彰実績がある場合の取扱い 複数の表彰実績がある場合は、提出された表彰実績のうち最も評価値の高い表彰実績で評価する。
	⑥配置予定技術者が複数いる場合における評価方法 配置予定技術者が複数者いる場合は、評価項目2の工事経験との合計が最低の評価となる技術者により評価する。
評価項目6	平成20年度以降に、当社における緊急災害復旧工事の施工実績に応じて評価
	①評価する資料 技術資料（様式8）に基づき評価する。
	②緊急災害復旧工事の取扱い 緊急災害復旧工事は、災害の発生により一般車両の通行に支障を及ぼさない範囲の車線を確保するまでの工事をいい、当社から「災害応急復旧工事の依頼について」の文書を受け、「承諾書」により承諾し工事を行った工事である場合に評価する。

#### ハ. 落札者の決定

落札者の決定は、契約制限価格の範囲内で入札した者のうち加算方式により算出された評価値が最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該入札を行った2者以上の者による再度の入札により落札者を決定する。ただし、再度の入札によってもなお落札者が決定しない場合や、再度の入札書の提出を求めることが不適当と認める場合は、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない入札者がいるときは、当社の社員がくじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるなど入札の無効となったときは、契約制限価格の制限の範囲内で有効な入札をした他の者の価格評価点及び評価値を再算出し評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

#### (3) 契約後の技術資料の扱い

評価された配置技術者を配置することが困難となった場合、総合評価の評価項目として加算された技術者の評価に満たない技術者が配置された場合は、本工事の工事成績評定点を最大10点減ずるものとする。

また、履行されなかった評価項目を再度評価し、評価された値に応じた未履行額を請負代金額から減ずる場合がある。

### 7. 苦情申立て

- (1) 確認申請書等を提出した者のうち、本工事について競争参加資格がないと認めた者に対し、競争参加資格がないと認めた理由を添えて書面により通知する。
- (2) 競争参加資格がないと認められた者は、契約責任者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、書面（様式9「競争参加資格がないと認めた理由の説明請求書」）により、次に従い説明を求めることができる。
  - イ. 提出期限：上記（1）の競争参加資格確認結果通知書に記載された期限まで。
  - ロ. 提出場所：記4（1）に示す担当部署。
  - ハ. 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る）によること。普通郵便・電送によるものは受け付けない。（郵送にて送付する場合は、提出期限内に必着すること。）
- (3) 契約責任者は、説明を求められたときは、上記（2）イ.の提出期限の日から5日以内（行政機関の休日を含む）に説明を求めた者に対し書面により回答する。

### 8. 再苦情申立て

記7（3）の回答に不服がある者は、同回答書の通知日から7日以内（行政機関の休日を含まない）に書面（様式10「再苦情申立書」）により、契約責任者に対して再苦情を申し立てることができる。なお、再苦情申立てに係る審議は新潟支社入札監視委員会が行う。

## 9. 入札書類の提出と開札の日時、場所

### (1) 入札書類の提出について

イ. 提出期限：平成24年1月16日（月）午後4時まで。

ロ. 提出場所：記4（1）に示す担当部署。

ハ. 提出方法：電子入札システムにより提出すること。

ただし、契約責任者から郵送入札の承認を得た場合は、入札書を郵送（書留郵便に限る。）すること。普通郵便・電送によるものは、受け付けない。（提出期間内に必着すること。）

### (2) 開札

イ. 開札日時：平成24年1月17日（火）午後3時00分

ロ. 開札場所：記4（1）の会議室

ただし、契約責任者から郵送入札の承認を得た者のみ上記場所に参加すること。

## 10. 工事費内訳書の提出及び確認

(1) 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書及び総合評定値通知書（経審）の写し（以下「工事費内訳書等」という。）を下記により提出するものとする。

イ. 工事費内訳書等の提出は、ファイルを圧縮して1つにまとめ、入札書送付時に電子入札システム「内訳書」画面添付フィールドに添付し提出すること。なお、工事費内訳書等の合計ファイル容量が、2MBを超える場合には、郵送（書留郵便に限る。）すること。普通郵便・電送によるものは、受け付けない。（提出期間内に必着すること。）（入札者に対する指示書【電子入札】《工事（土木・施設）共通》5. [12]～[17]を参照のこと。）

ただし、その場合は電子入札システムと分割しての提出は認めない。

ロ. 電子入札システムにより書類を提出する場合は、入札書及び工事費内訳書への押印は不要とする。ただし、上記により郵送する場合は、押印をしなければならない。

(2) 入札を郵送により行う場合は、工事費内訳書等を「紙面」及び「CD-R又はFDに保存した電子データ」として両方の提出を求める。なお、「紙面」及び「CD-R又はFDに保存した電子データ」の工事費内訳書等を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒を各々封緘をして郵送すること。また、提出前に「Microsoft Excel2000」にて起動できることを確認すること。

(3) 提出された工事費内訳書等は返却しない。

## 11. 入札保証 不要

## 12. 契約保証 必要

落札者は、落札決定後10日以内（行政機関の休日を含む。）に、契約金額（税込）の10分の1以上に相当する下記のいずれかの契約保証に関する証書等を提出しなければならない。なお、低入札価格調査を実施した場合の契約保証は、契約金額（税込）の10分の3以上に相当する金額とする。

イ. 債務不履行時に損害金の支払いを保証する金融機関（銀行、前払保証事業会社等）の保証にかかる保証書。

ロ. 債務不履行時に損害金の支払いを保証する公共工事履行保証保険（金銭保証に限る）にかかる証券。

ハ. 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約にかかる証券。

### 13. 支払条件

- (1) 前金払 有 : 本契約の相手方は請負契約書第34条第1項に基づき前金払いの請求をすることができる。
- (2) 部分払 有
- (3) 支払限度額 : 請負契約書第39条第1項に規定する各事業年度における請負代金額の支払の限度額は、契約金額に次に示す比率を乗じ、四捨五入して有効数字を2桁とした額とする。ただし、最終年度における当該限度額は、契約金額から前年度までの支払額の合計を差し引いた額とする。

年度	比率
平成23年度	0%
平成24年度	80%
平成25年度	8%
平成26年度	12%

### 14. 技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

- (1) 記2(5)イ.② a) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱について」(平成13年5月30日付、国総建第155号)に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から3年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍がされること。
- (2) 記2(5)イ.② c) 「親会社及びその連結子会社間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(平成15年1月22日付、国総建第335号)に該当する技術者を配置し、契約後に出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省総合政策局建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し交付を受けた企業集団確認書を契約責任者に提出すること。

### 15. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 技術資料の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 技術資料は、提出者に無断で使用しない。
- (5) 郵送入札の場合は技術資料の提出部数は2部(正1部、写1部)とし、様式1-2~様式8によりワープロ等で仕上げること。
- (6) 提出された技術資料は、返却しない。
- (7) 提出期間以降における技術資料の差替え又は再提出は認めない。
- (8) 技術資料に虚偽を記述した者は、本工事の落札者としなるとともに、競争参加資格の停止措置を行うことがある。また、競争参加資格のない者の提出した入札書、確認申請書等に虚偽の記載をした者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。さらに、無効の入札を行なった者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。
- (9) 競争参加者として必要な要件についての審査基準日は確認申請書等の提出期間の期限日とし、その結果通知は平成23年11月24日(木)までに行う。(入札者に対する指示書【電子入札】《工事(土木・施設)共通》4.[10][2]を参照のこと)なお、競争参加資格があると認めた者が郵送入札で参加した場合は確認結果通知を行わないので、その点に留意のうえ、入札に必要な手続きを行うこと。また、審査基準日において記2(2)の認定を受けていない者については、記9(2)に示す開札日までに当該資格の認定を受けていることを条件として、入札に参加することができる。

- (10) 落札者は、配置技術者を確認資料に記載した候補技術者の中から1名以上配置しなければならない。なお、配置技術者の専任に関する考え方は、別紙（配置技術者の専任期間の基本的な考え方①～⑥）を参照のこと。
- (11) 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことによって配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、確認申請書等を提出した者は、上記（9）の結果通知日以前の場合において、直ちに書面（様式は自由）にて当該確認申請書等の取下げを行うこと。
- (12) 落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認されたときは、契約を結ばないことがある。
- なお、上記（9）の審査基準日以降に、病気、死亡等極めて特別な事情により、提出した技術資料に記載した技術者の変更が必要となったときは、理由を添えて速やかに記4（1）に示す担当部署に申し出るものとし、契約責任者がやむを得ない理由であり、且つ変更後の技術者が、当初の配置予定技術者と同等以上であると認めるときは、技術者を変更した技術資料を新たに提出することができる。この場合、記6（1）ハ.の表中に示す配置予定技術者の評価は当初の配置予定技術者の評価点を上限として評価する。
- (13) 提出された工事費内訳書を審査した結果、工事費内訳書の不備又は適正な見積を行っていないと認められたときは、その者の行った入札書は無効とする場合がある。
- (14) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (15) 工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）について適用する。
- (16) 本工事若しくは本業務の請負人、本工事若しくは本業務の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事若しくは本業務の下請負人、本工事若しくは本業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本工事若しくは本業務の契約期間中、監督を担当する部署の施工管理業務の入札に参加し又は施工管理業務を請負うことができない。
- 「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次のイ.又はロ.に該当する者である。
- イ. 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
- ロ. 代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。
- (17) 契約責任者から郵送入札の承認を得た者で、開札への立会いがない入札についても有効として取扱う。ただし、再度入札をする場合には当該入札者は再度入札を辞退したものとみなす。
- (18) 電子入札システムは、休日を除く午前8時30分から午後8時まで稼働している。なお、稼働時間内でやむを得ずシステムを停止する場合は、当社ホームページで公開する。
- ・東日本高速道路株式会社ホームページアドレス（電子入札）  
<http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/>
- (19) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は、下記のとおりとする。
- ・東日本高速道路株式会社電子入札統合ヘルプデスク  
Tel:0570-021-777（平日午前9時～午前12時・午後1時～午後5時30分）  
Mail: Sys-e-eCydeenASPHelp@hitachi.joho.com
- ただし、確認申請書等の提出又は応札等の期限が切迫しているなど、緊急を要する場合は、記4（1）宛て連絡すること。
- (20) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を入札参加希望者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (21) 第1回入札において落札者が決定しなかった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、再入札通知書に記載して送信する。なお、開札処理に時間を要する場合は、当社から開札状況を電子入札システムにより連絡する。
- (22) 契約責任者は落札者決定後、契約書作成までの間に、契約書の取り交わし、保管を、株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム社が提供する電子契約サービス「CECTRUST」

により行うことを落札者と協議し、落札者の同意を得た場合には電子契約により契約書の取り交わし、保管を行う。

- (23) 入札に関する一般的な質問については「入札参加に必要な書類や入札に関するよくある質問と回答 (<http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/capacity/pdfs/faq.pdf>)」を参照のこと。

以 上

### 提出書類一覧表（工事成績評価型）

提出書類の様式		添付書類
様式 1 - 1	競争参加資格確認申請書	
様式 1 - 2	技術資料の提出について	
様式 2	施工実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事内容及び工事規模が確認できる下記の①～②資料のいずれかを添付すること。</li> <li>①施工実績として記載した工事に係る契約書等の表頭部の写し</li> <li>②施工実績の工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）に登録されている場合は、登録情報の写し</li> <li>・契約書類の表頭部の写し又は CORINS 登録データで同種工事の内容及び工事規模等の確認ができない場合は、特記仕様書（当初及び変更分）、設計図書等確認できる資料の写しを添付すること。</li> <li>・発注者より工事成績評定の通知を受けている場合は、その写しを添付すること。</li> </ul>
様式 3	配置予定技術者の資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接的かつ恒常的な雇用関係を証すること。</li> <li>【主任技術者】（①～②資料のいずれかを添付する）</li> <li>①健康保険被保険者証の写し</li> <li>②監理技術者資格者証を有している者は監理技術者資格者証の写し（表裏とも）、ただし、所属建設業者と入札参加希望者名が同一であること及び交付年月日より 3 ヶ月以上の雇用関係であること</li> <li>【監理技術者】（①及び②資料を添付する）</li> <li>①監理技術者資格者証の写し（表裏とも） 監理技術者資格者証に記載の所属建設業者名と入札参加希望者名が異なる場合及び交付年月日より 3 ヶ月以上の雇用関係が確認できない場合は、健康保険被保険者証の写し</li> <li>②監理技術者講習終了証の写し（表のみ）</li> <li>・技術者の直接的かつ恒常的な関係の特例措置（記 2（5）イ. ②）に該当する場合は、記 5（2）ロ. に示す資料の写しを添付すること。</li> <li>・主任（監理）技術者は、建設業法（建設業法施行規則）の許可業種（電気通信工事業）に係る資格・免許等確認できる書類の写しを添付すること。</li> <li>・配置予定技術者が申請時に他工事に従事しており、他工事の工期と本工事への専任開始時期が重複し、かつ他工事に従事している役職が主任技術者又は監理技</li> </ul>

		術者の場合は、他工事の発注者との間において専任を要しないと確認を行っていることを証する書面（写）を提出すること。
様式 4	配置予定技術者の工事経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事内容及び工事規模が確認できる下記の①～②資料のいずれかを添付すること。</li> <li>①工事経験として記載した工事に係る契約書等の表頭部の写し</li> <li>②工事経験の工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されている場合は、登録情報の写し</li> <li>・契約書類の表頭部の写し又は CORINS 登録データで同種工事の内容及び工事規模等の確認ができない場合は、特記仕様書（当初及び変更分）、設計図書等確認できる資料の写しを添付すること。</li> <li>・配置予定技術者に関して、本工事に対応する建設業法（建設業法施行規則）の許可業種（電気通信工事業）に関わる資格が、建設業法第 15 条第 2 号における大臣認定の場合は「大臣認定」と記入し、認定書類の写しを添付すること。</li> <li>・発注者より工事成績評定の通知を受けている場合は、その写しを添付すること。</li> </ul>
様式 5	主要機器製造予定者及び保守技術支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載した工事の契約書等の表頭部の写しを添付すること。なお、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されているものであれば、CORINS 登録番号を様式 5 に記載し、契約書等の添付の必要はない。</li> <li>・契約書類の表頭部の写し又は CORINS 登録データで同種機器の納入実績の確認ができない場合は、特記仕様書（当初及び変更分）、設計図書等確認できる資料の写しを添付すること。</li> <li>・記載した工事において同種機器を委託製作で納入している場合は、当該工事で納入したことを確認できる資料を添付すること。</li> </ul>
様式 6 - 1	ISO9001 認証の取得状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工を担当する部門（部署）が認証を取得している場合は登録証及び付属書の写し。</li> </ul>
様式 6 - 2	ISO14001 認証の取得状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工を担当する部門（部署）が認証を取得している場合は登録証及び付属書の写し。</li> </ul>
様式 7 - 1	表彰実績(競争参加者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表彰を受けている場合は表彰状等の写し。</li> </ul>
様式 7 - 2	表彰実績(配置予定技術者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表彰を受けている場合は表彰状等の写し。</li> <li>・表彰工事に当該技術者が従事したことを証明する「工事实績情報システム（CORINS）」登録情報の写し。</li> </ul>

様式 8	災害時の協力実績	・元請として災害応急復旧工事（緊急工事に限る）の協力（施工）実績がある場合は、これを証明することができる書類の写し（依頼書、承諾書）。
------	----------	---

## 競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社  
支社長 野村 浩 殿

仕入先コード (注 1)

住 所

会社名

代表者

印

担当者部署名

担当者氏名

TEL

FAX

E-mail

平成 23 年 9 月 30 日付けで入札公告のありました、「新潟支社 中央局遠方監視制御設備工事」に係る競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、上記工事の入札公告において示された競争参加資格にかかる要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- ・当社は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第 6 条に該当する法人ではありません。
- ・当社は、上記工事に係る設計業務等の請負人、当該設計業務等の下請負人、又は当該請負人若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者ではありません。
- ・当社は、上記工事の入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係のある者ではありません。
- ・当社は、上記工事の監督を担当する部署の施工管理業務の請負人、担当技術者の出向・派遣元、又は当該請負人若しくは担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連のある者（以下、「請負人等」という。）として本工事の発注に関与した者ではありません。また、現に請負人等ではありません。
- ・今後、落札決定までの間において上記宣誓事項に変更が生じた場合は、速やかに書面をもって契約責任者宛に申し出ます。

記

- 1 技術資料
- 2 当初見積書

注 1 : 仕入先コードは、有資格者名簿に記載されている 10 桁のコード番号を記載してください。

平成 年 月 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社  
支社長 野村 浩 殿

仕入先コード(注1)

住 所

会社名

代表者

印

担当者部署名

担当者氏名

TEL

FAX

E-mail

技術資料の提出について

平成23年9月30日付けで入札公告のありました「新潟支社 中央局遠方監視制御設備工事」について、競争参加資格を有することを証明する技術資料を作成しましたので提出します。

言 己

1. 施工実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式2
2. 配置予定技術者の資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式3
3. 配置予定技術者の工事経験・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式4
4. 主要機器製造予定者及び保守技術支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式5
5. 品質管理・環境マネジメントシステム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式6-1、6-2
6. 表彰実績・・・様式7-1、7-2
7. 災害時の協力実績・・・様式8

以 上

## 施工実績

会社名

工 種		交通情報設備工事
項 目	条 件	同種工事 「交通管制の用途で設置する情報収集設備及び情報提供設備の中央監視制御装置」又は「複数の高圧受配電設備を遠方より監視制御するための中央監視制御装置」のいずれかにおいて、下記①から③に示す全てを実施した工事 ①機器の製作（自社又は委託製作） ②機器の設置 ③試験調整 (①、②については、改造工事等でのソフトウェアの製作、インストールも施工実績として認める。)
	工 事 名	
工 事 名 称 等	CORINS 登録番号	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	
	発 注 者 名	
	工 事 成 績	
	受注形態等	単体／共同企業体
	共同企業体の場合	協定方式： 甲／乙 出資比率： 当社〇〇％ □□建設〇〇％
工 事 諸 元 等	工法・規模・寸法	

◎着色した項目は本工事の総合評価における評価項目である。

## 【記入上の注意事項】

注1) 入札公告に定める競争参加資格要件を満たした同種工事の施工実績を1件記載すること。

注2) 記載した工事の契約書等の表頭部の写し、又は、財団法人日本建設情報総合センターの「工  
事実績情報システム (CORINS)」に登録されているものであれば、登録情報の写しを添付する  
こと。

注3) CORINS 登録データ等で同種工事の内容が確認できない場合は、特記仕様書（当初及び変更  
分）、設計図面等の写しを添付すること。

注4) 発注者より成績評定の通知を受けているときは、その写しを添付すること。

注5) 記載内容は下記による。

- ・ 工 事 名：当該工事契約書に記載の工事名を記入する。
- ・ CORINS 登録番号：当該工事が CORINS に登録されている場合は CORINS 登録番号

を記入する。

- 工 事 場 所 : 当該工事契約書に記載の場所を記入する。
- 契 約 金 額 : 当該工事契約書に記載の契約金額を記入する。なお、乙型共同企業体の場合は ( ) 書きで担当分を記入する。
- 工 期 : 当該工事契約書に記載の工期を記入する。
- 発 注 者 名 : 当該工事契約書に記載の発注者を記入する。
- 工 事 成 績 : 当該工事の完工に係る成績評定点数を記入する。
- 受 注 形 態 等 : 共同企業体又は単体の別を記入する。共同企業体の場合は協定方式、構成員及び出資比率を記入する。
- 工 事 諸 元 等 : 当該工事の内容について、同種工事の内容が確認できるように記入する。

## 配置予定技術者の資格

会社名

配置予定技術者氏名	〇〇 〇〇	□□ □□	△△ △△
従事（予定）役職	現場代理人・主任技術者・監理技術者	現場代理人・主任技術者・監理技術者	現場代理人・主任技術者・監理技術者
最終学歴	〇〇高校 〇〇科〇〇年卒業	□□高専 □□工学科□□年卒業	△△高専 △△工学科△△年卒業
建設業法（〇〇工事業）に該当する資格等	〇級〇〇施工管理技士（取得年・登録番号） 監理技術者資格（取得年・登録番号） 監理技術者講習修了証（修了年・番号） その他（建設業法に定める同等の内容を記述）	〇級〇〇施工管理技士（取得年・登録番号） 監理技術者資格（取得年・登録番号） 監理技術者講習修了証（修了年・番号） その他（建設業法に定める同等の内容を記述）	〇級〇〇施工管理技士（取得年・登録番号） 監理技術者資格（取得年・登録番号） 監理技術者講習修了証（修了年・番号） その他（建設業法に定める同等の内容を記述）
申請時における他工事の従事状況など	工事名	申請時従事工事無し	□□自動車道 □□工事
	発注者名		□□□(株) □□支社
	工期		平成□年□月□日～平成□年□月□日
	役職従事		主任技術者
	本工事と重複する場合 対応措置		当該工事は平成□年□月□日 の工期であるが、□月□日に検査が終了し、残期間について発注者との専任を要しない旨の確認を別紙のとおり行っており、本工事に従事可能。  【本工事への専任開始時期】 契約工期開始時平成〇年〇月に従事可能
		当該工事は、本工事入札日（平成 年 月 日）前の平成□年□月□日 の工期であり、本工事に従事可能。  【本工事への専任開始時期】 契約工期開始時平成〇年〇月に従事可能	
CORINS 登録	CORINS 登録番号：－	CORINS 登録番号：〇〇〇〇〇〇	CORINS 登録番号：登録無し

## ◎注意事項

配置予定技術者は、複数名記載できるが記載した者の中から必ず1名以上を配置するものとする。

## ◎記入上の注意事項

- ①様式4（工事経験）に記入した配置予定技術者を全て記載すること。
- ②監理技術者を配置する場合にあっては、必ず監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を記載することとし、監理技術者資格者証の写し（表裏とも）及び監理技術者講習修了証の写し（表のみ）を添付すること。
- ③主任技術者、監理技術者ともに本工事に対応する建設業法（建設業法施行規則）の許可業種（電気通信工事業）に係る資格を必ず記入し、主任技術者は資格・免許等確認できる書類の写しを添付すること。監理技術者は監理技術者資格者証の取得年及び登録番号 びに監理技術者講習修了証の修了年及び修了番号を必ず記入すること。
- ④配置予定技術者が申請時に他工事に従事している場合は、従事状況や本工事における専任開始時期を記入すること。  
なお、他工事の工期と本工事への専任開始時期が重複し、他工事に従事している役職が主任技術者又は監理技術者の場合は、他工事の発注者との間において専任を要しないと確認を行っていること証する書面（写）を提出するものとする。

## 配置予定技術者の工事経験

会社名

配置予定技術者の氏名	〇〇 〇〇	△△ △△		
従事(予定)役職	現場代理人・主任技術者・ <del>監理技術者</del>	現場代理人・ <del>主任技術者</del> ・監理技術者	現場代理人・主任技術者・監理技術者	
最終学歴	〇〇大学 〇〇工学科〇〇年卒業	△△高専 △△工学科△△年卒業		
現場経験	大卒後〇〇年	高専卒後△△年		
法令による資格・免許	〇級〇〇施工管理技士(取得年 登録番号)	〇級〇〇施工管理技士(取得年 登録番号) 監理技術者資格(取得年 登録番号)		
工事名称等	工事名	〇〇工事	△△工事	
	工事場所	〇〇県〇〇市〇〇 字〇〇	△△県△△市△△ 字△△	
	契約金額	〇〇	△△	
	工期	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	平成△年△月△日～平成△年△月△日	
	発注者名	〇〇高速道路株式会社	建設省△△地方建設局	
	工事成績	点	点	点
	発注形態	共同企業体	出資比率：当社〇% □□建設〇%	単体
	従事役職	主任技術者／監理技術者／現場代理人	主任技術者／監理技術者／現場代理人	
	工事内容	長、支間割、最大支間長、員、型式	長、支間割、最大支間長、員、型式	
	CORINS 登録	有 (CORINS 登録番号)・ <del>無</del>	④ (CORINS 登録番号)・無	有 (CORINS 登録番号)・無

◎着色した項目は本工事の総合評価における評価項目である。

## 【記入上の注意事項】

- ①入札公告に定める競争参加資格を満たした同種工事の工事経験を1件記載すること。また、工事経験のない者は記入しないこと。
- ②上表の候補技術者のうち必ず1名以上を現場代理人又は主任(監理)技術者として配置するものとする。
- ③現場代理人を記載する場合は、本工事に対応する建設業法(建設業法施行規則)の許可業種(電気通信工事業)に関わる資格を有する者に限るものとする。
- ④必ず全ての配置予定技術者に関して、本工事に対応する建設業法(建設業法施行規則)の許可業種(電気通信工事業)に関わる資格を記載すること。(建設業法第15条第2号における大臣認定の場合は「大臣認定」と記入し、認定書類の写しを添付すること)
- ⑤工事内容は、同種工事であることがわかるように記載すること。
- ⑥記載した工事の契約書等の表頭部の写し、又は、財団法人日本建設情報センターの「工事实績情報システム(CORINS)」に登録されているものであれば、登録情報の写しを添付すること
- ⑦契約書類の表頭部の写し又はCORINS登録データで同種工事の内容及び工事規模等の確認ができない場合は、特記仕様書(当初及び変更分)、設計図面等の写しを添付すること。  
発注者より工事成績評定の通知を受けている場合は、その写しを添付すること。

## 主要機器製造予定者及び保守技術支援体制

## ① 納入実績

会社名 \_\_\_\_\_

主要機器名		中央監視制御装置 ※「特記仕様書」による
主要機器の製造予定業者		
同 種 機 器 の 納 入 実 績	工事（納入）名	
	C O I S登録番号	
	工事（納入）内容	
	工事（納入）場所	
	工（納）期	
	発注者名	

- 注) ・平成13年度以降の実績のうち1件記載するものとする。
- ・記載した工事の契約書等の表頭部の写し、又は、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されているものであれば、CORINS登録番号を記載し契約書の添付の必要はない。
  - ・工事契約書等の表頭部の写し又はCORINS登録データで同種機器の納入実績の確認できない場合は、特記仕様書（当初及び変更分）、設計図書等確認できる資料の写しを添付すること。
  - ・記載した工事において同種機器を委託製作で納入している場合は、当該工事で納入したことを確認できる資料を添付すること。

## ②主要機器の保守技術支援体制

会社名	組織名	所在地
△△会社	◎◎部	〇〇県〇〇市〇〇

- 注) ・施工地域内（新潟県）の会社名を優先的に記載すること。
- ・保守技術支援体制表を添付すること。

## ISO9001 認証の取得状況

--

注1：認証の取得をしていない場合は、内に「未取得」と記載すること。

注2：必ず登録証の写し及び本工事の施工を担当する部門（部署）が ISO の認証範囲に含まれていることが確認できる付属書の写しを添付すること。

なお、本様式の未提出、あるいは登録証の写し及び付属書の添付が無い場合は、総合評価項目としての評価はしないものとする。

## ISO14001 認証の取得状況

--

注1：認証の取得をしていない場合は、内に「未取得」と記載すること。

注2：必ず登録証の写し及び本工事の施工を担当する部門（部署）が ISO の認証範囲に含まれていることが確認できる付属書の写しを添付すること。

なお、本様式の未提出、あるいは登録証の写し及び付属書の添付が無い場合は、総合評価項目としての評価はしないものとする。

表彰実績（競争参加者）

社名 \_\_\_\_\_

表彰の種別	
<p>（この欄に表彰状の写しを縮して添付すること）</p>	

注1：平成20年度以降の当社からの表彰実績があれば優位に評価する。

注2：該当が無い場合は、表彰の種別の欄に「該当無し」と記載すること。

注3：必ず表彰状等の写しを添付すること。本様式の未提出、あるいは表彰状等の写しの添付が無い場合は、総合評価項目としての評価はしないものとする。

表彰実績 (配置予定技術者)

社名 \_\_\_\_\_

表彰の種別	
配置予定技術者の従事予定 役職	
配置予定技術者名	
表彰工事の CORINS 登録番 号	

(この欄に表彰状の写しを縮 して添付すること)

- 注 1 : 平成 20 年度以降に配置予定技術者の担当した工事で、当社からの表彰実績があれば優位に評価する。
- 注 2 : 該当が無い場合は、表彰の種別の欄に「該当無し」と記載すること。
- 注 3 : 必ず表彰状等の写しを添付すること。本様式の未提出、あるいは表彰状等の写しの添付が無い場合は、総合評価項目としての評価はしないものとする。
- 注 4 : 表彰工事に当該技術者が従事したことを証明する CORINS の写しを添付し提出のあったものについて評価する。
- 注 5 : 記載する配置予定技術者は、(様式 4)に記載した技術者の表彰実績について記載すること。

(様式8)

## 災害時の協力実績

会社名

緊急災害復旧工事の協力実績	工事件名	〇〇地区災害応急復旧工事
	契約締結年月日	平成〇年〇月〇日
	工期（又は施工期間）	平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日
	当社発注機関	〇〇支社
	備考（施工概要）	

### 【記入上の注意事項】

- 注1：平成20年度以降に、当社の災害応急復旧工事の施工実績があれば優位に評価する。
- 注2：当社から緊急協力依頼を行った作業（工事）を対象とし、競争入札により施工した実績は含まない。
- 注3：元請としての実績のみ評価する。
- 注4：該当する協力実績が無い場合は、備考欄に「該当無し」と記載すること。
- 注5：必ず当社が緊急復旧を依頼し、当社との協定に基づき元請として災害応急復旧工事（緊急工事に限る。）の協力（施工）実績があれば、これを証明することのできる書類（災害応急復旧工事の依頼書、承諾書）をもって評価する。本様式の未提出、あるいは証明することのできる書類等の写しの添付がない場合は、総合評価項目としての評価はしないものとする。
- 注6：協力実績は1件記載すればよい。
- 注7：備考欄には、施工概要を記載すること。

(様式9)

競争参加資格がないと認めた理由の説明請求書

東日本高速道路株式会社 新潟支社  
支社長 野村 浩 殿

提出者) 住所  
電話番号  
会社名  
代表者 印

平成 年 月 日付けで通知された、「新潟支社 中央局遠方監視制御設備工事」に係る技術資料についての審査において、競争参加資格がないと認められた理由について、下記のとおり説明を求めます。

記

1. 工事名
2. 当該案件の公告日
3. 問内容

以 上

再苦情申立書

平成 年 月 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社  
支社長 野村 浩 殿

1 再苦情申立者の住所氏名

〒〇〇〇 〇〇〇〇 県 市 〇〇

号又は名称  
代表者名

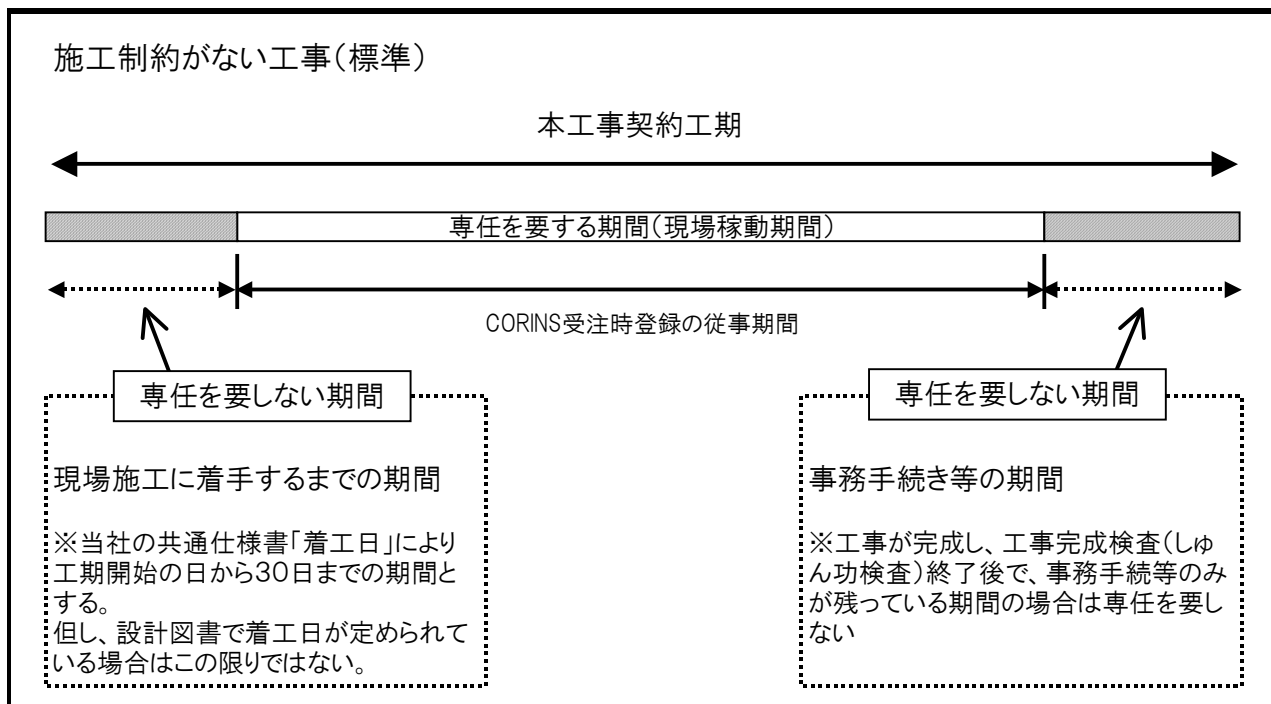
2 再苦情申立ての対象となる工事名

工事名 新潟支社 中央局遠方監視制御設備工事

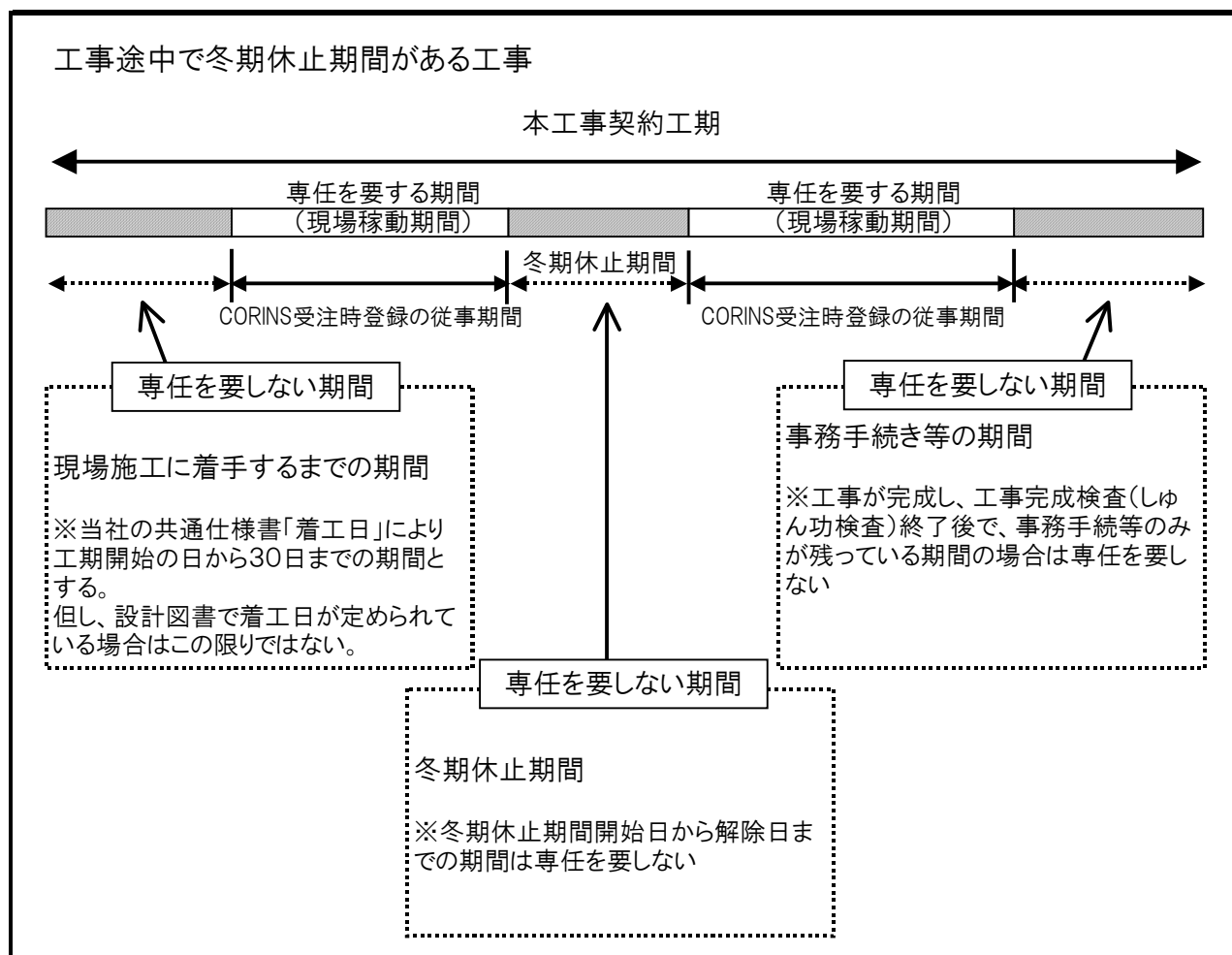
3 不服のある事項

4 3の主 の となる事項

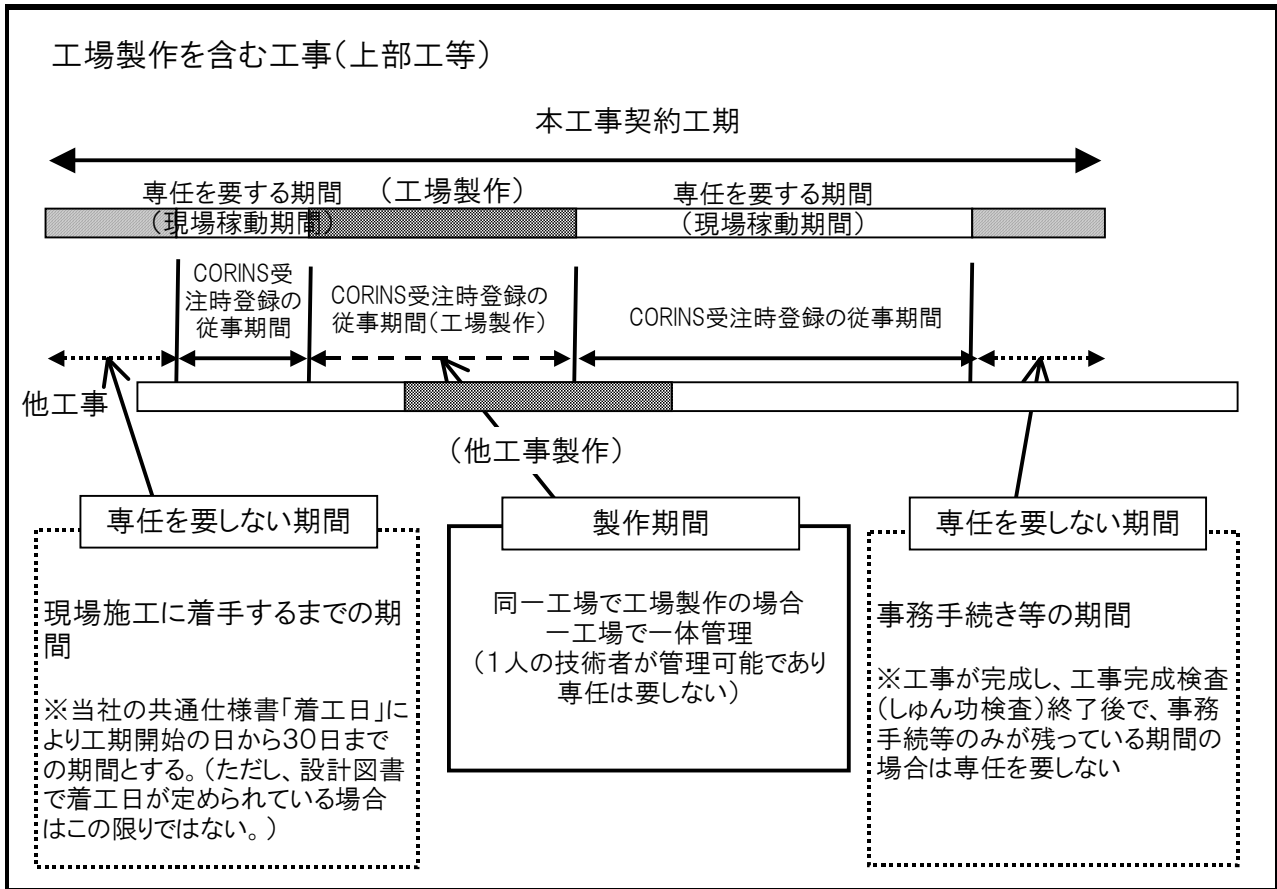
### 配置技術者の専任期間の基本的な考え方①



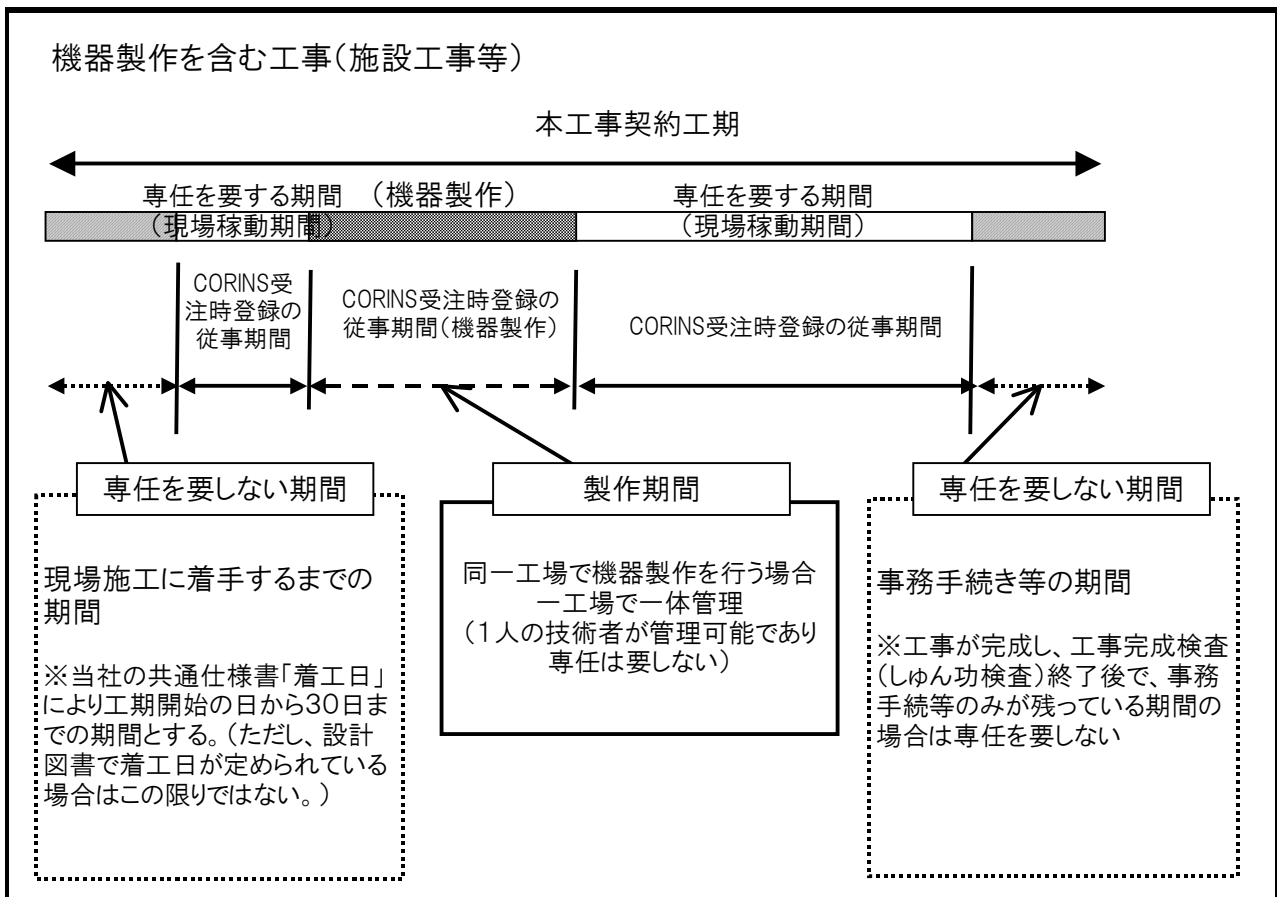
### 配置技術者の専任期間の基本的な考え方②



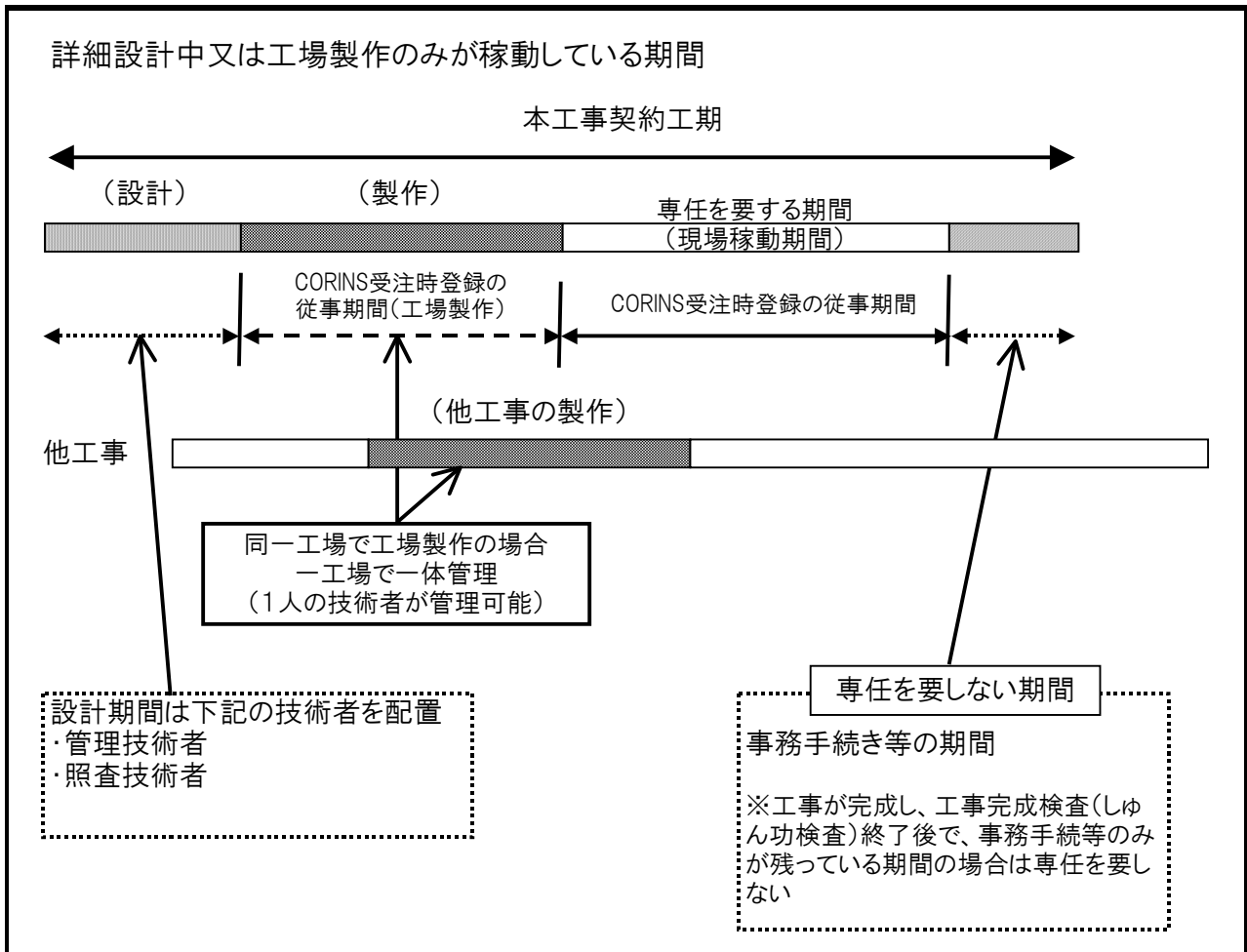
### 配置技術者の専任期間の基本的な考え方③



### 配置技術者の専任期間の基本的な考え方④



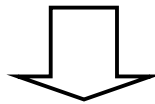
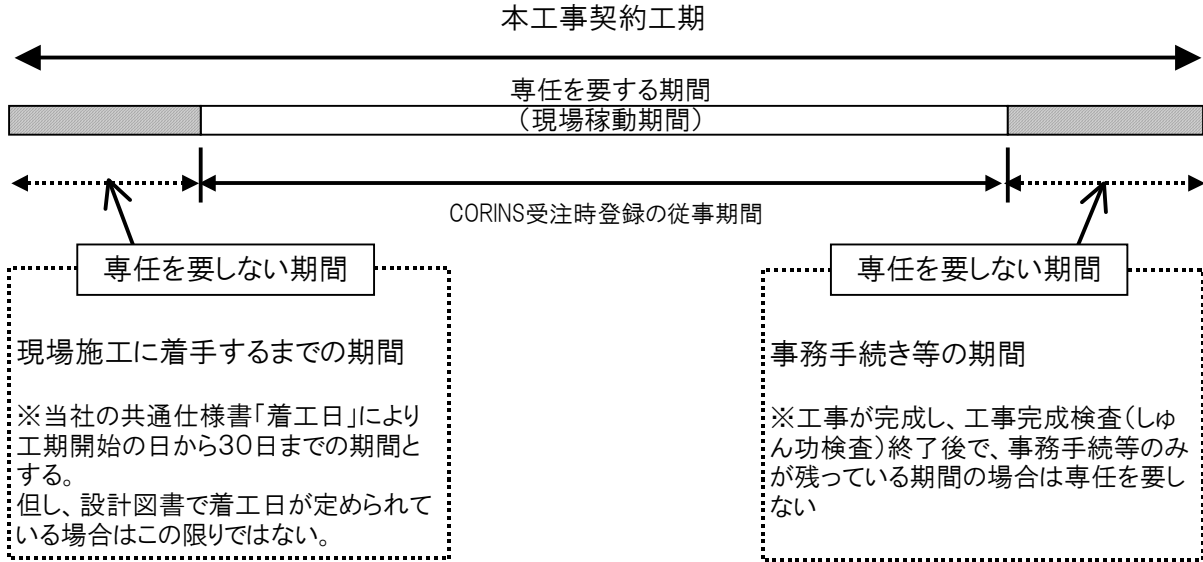
## 配置技術者の専任期間の基本的な考え方⑤



## 配置技術者の専任期間の基本的な考え方⑥

工事途中で工事一時中止が発生した工事

【当初契約時】



工事一時中止

